



百日紅

# 近藤 経税 労務 月報

税 理 士  
近 藤 猛

〒791-8036  
松山市高岡町127番地8  
TEL 089-973-7577  
FAX 089-973-7559

9月 (長月) SEPTEMBER

20日・敬老の日  
23日・秋分の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	29
木	2	30
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付	9月10日	国 税 / 1月決算法人の中間申告	9月30日
国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	9月30日	国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	9月30日



ワンポイント 内部事務のセンター化 (集約処理)

一部の税務署を対象に申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導事務等の内部事務を国税局等に設置したセンターで集約して処理する取組み。なお、センター化に伴い今年7月以降、対象となる税務署管内の納税者が申告書等を書類で郵送する際の送付先は担当するセンターとなるので注意が必要です。

印紙税の還付と印紙の交換

印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼付してしまった場合や封筒に収入印紙を貼付してしまった場合など、印紙税の還付や収入印紙の交換ができる場合があります。

1 印紙税の還付

次のような場合には、印紙税の過誤納金として還付の対象となります。

- ① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼付した収入印紙が過大となっているもの
  - ② 委任契約書など課税文書に該当しない文書を印紙税の課税文書と誤認して収入印紙を貼付してしまったもの
  - ③ 課税文書に収入印紙を貼付したものの、使用する見込みがなくなったもの
- 還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記載し、納税地の税務署長に提出します。

なお、登録免許税や国への手数料を納付するために収入印紙を貼付した場合には、たとえ誤って貼付したものであっても、還付の対象とはなりません。

また、文書を作成した日から5年を経過したものは還付金に係る請求権は消滅するため、還付の対象とはなりません。

2 収入印紙の交換

次のような場合には、他の額面の収入印紙と交換することができます。

- ① 未使用の収入印紙 (汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象とはなりません。)
  - ② 白紙又は封筒や行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書 (例・登記申請書やパスポート引換書) など客観的に見て明らかに印紙税の課税文書ではないものに貼付した収入印紙
- 交換する場合は、該当の収入印紙を郵便局へ持参します。その際、収入印紙1枚につき5円の交換手数料 (10円未満の収入印紙についてはその半額) が必要です。

扶養控除の所属の変更

夫婦間で子供をどちらの扶養親族とする (所属とする) かは、それぞれが提出するその年分の「確定申告書 (期限後申告を含みます。)」や「給与所得者の扶養控除等申告書」、「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」等 (以下、「申告書等」) に記載されたところによります。

また、いったんその申告書等により所属が定められた後でも、改めてその所属の異なる記載をした申告書等を、扶養親族を増減させようとする者全員が提出することにより所属の変更は可能です。

しかし、この場合の申告書等には「修正申告書」及び「更正の請求書」は含まれていませんので、たとえば夫が子を扶養親族として年末調整を行い、妻が扶養親族を記載せずに確定申告書を提出している場合は、その後、妻が子を扶養親族にするために「更正の請求書」を提出したとしても、所属の変更は認められません。

**Q** 私は平成十年に伯父と養子縁組をしました。また、私には平成八年に生まれた子Aと十一年に生まれた子Bがいますが、伯父からの贈与につきそれぞれ相続時精算課税の特例の適用は受けられますか。

**A** 養子縁組により親族関係が生ずるのは養子縁組の日からです。したがって、養子縁組前に生まれた子Aと伯父

との間には親族関係が生じず伯父の孫にはならず、相続時精算課税の特例の適用を受けることができません。一方、子Bは養子縁組後に親族関係となった後で生まれているため、伯父の孫になりますので、他の要件を満たせば、相続時精算課税の特例の適用を受けることができます。

なお、養子縁組した時点で子Bが胎児であり、その後出生した場合も、伯父の孫として適用を受けることができます。

# 消費税 インボイス制度

## 令和3年10月1日から 登録申請書受付開始

消費税の仕入税額控除の方式として複数税率に対応した適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和五年十月一日から導入されます。また、適格請求書発行事業者（登録事業者）の登録申請も間もなく始まることから、制度導入に向け準備が必要となりますので、ポイントを整理してみます（図表1参照）。

な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の区分記載請求書に「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータが該当します。

(1) 売手側  
売手である登録事業者は、買手の取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付する必要があります。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

(2) 買手側  
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。また、買手が自ら作成した仕入明細書のうち、インボイスと同様の事項が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

(3) 経過措置  
インボイス制度導入後の六年間（令和五年十月から令和十一年九月まで）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕

入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除する経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書の保存と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

この経過措置を適用できる期間は、次のとおりです。

- 令和五年十月一日から令和八年九月三十日まで：仕入税額相当額の八〇％
- 令和八年十月一日から令和十一年九月三十日まで：仕入税額相当額の五〇％

2 適格請求書発行事業者の登録制度等

(1) 原則  
適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

なお、登録申請書は制度開始の二年前となる令和三年十月一日から提出でき、登録が済んだら書面により通知がきます。

また、登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合は登録通知もe-Taxで受領でき便利です。

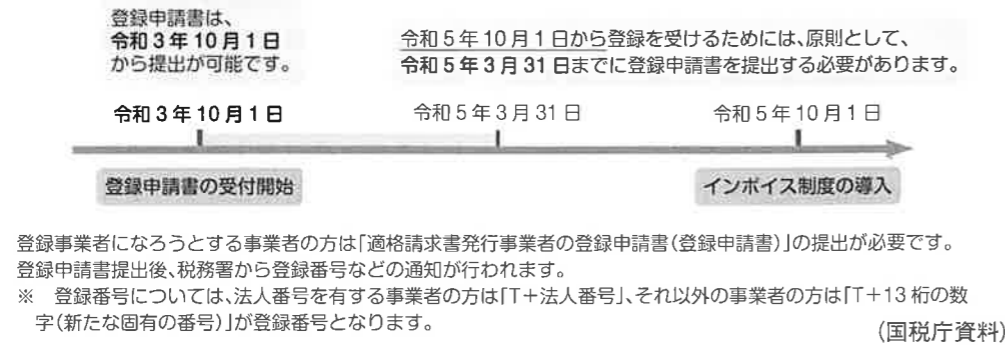
(2) 免税事業者  
免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和五年十月一日の属する課税期間中である場合は、登録日から課税事業者となる経過措置があります。

(3) 登録の任意性  
登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければ、インボイスを発行することができないので、取引先が仕入税額控除を行うことができないこととなります。

(4) 登録番号の構成  
① 法人番号を有する課税事業者：T+法人番号（二三桁）  
② ①以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）：T+指定された数字一三桁

図表1

### ●制度導入までのスケジュール



図表2

### ●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

〈区分記載請求書（現行）〉	〜令和5年9月	〈インボイス〉	令和5年10月〜
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>●年●月分</p> <p>●月▲日 割りばし 550円</p> <p>●月▲日 牛肉 ※5,400円</p> <p>合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <p>①請求書発行事業者の氏名又は名称</p> <p>②取引年月日</p> <p>③取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）</p> <p>④税率ごとに区分して合計した対価の額</p> <p>⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>●年●月分</p> <p>●月▲日 割りばし 550円</p> <p>●月▲日 牛肉 ※5,400円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>10%対象 22,000円 内税 2,000円</p> <p>8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <p>①登録番号《課税事業者のみ登録可》</p> <p>②適用税率</p> <p>③税率ごとに区分した消費税額等</p> <p>（国税庁資料）</p>

3 インボイスの様式等

(1) 様式（図表2参照）  
インボイスの様式は、法令等で定められていません。インボイスとして必要な次の事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、インボイスとなります。

① 登録事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(2) 端数処理  
インボイスの記載事項である

消費税額等については、一のインボイスにつき、税率ごとに一回の端数処理を行います。なお、切上げ、切捨て、四捨五入等の端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

4 その他

(1) インボイス等の誤り  
登録事業者は、交付したインボイス等に誤りがある場合は、修正したインボイス等を交付しなければなりません。

修正したインボイス等の交付方法については、例えば次の①又は②のいずれの方法によることも可能です。

① 誤りがあった事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法

② 当初に交付したインボイス等との関連性を明らかにしたうえで、修正した事項を明示した書類等を交付する方法

(2) 適格返還請求書  
登録事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上に係る対価の返還を行う場合には、適格返還請求書の交付義務があります。